

あかんが

CONTENTS

●2面 被害回復給付金を支給する制度が創設されます

●3面 “社会を明るくする運動”

●4面 ハンセン病に関する

「夏休み親と子のシンポジウム」を青森で開催

法務省ホームページ(携帯版)



2006 October Vol.16

<http://www.moj.go.jp/k/index.html>法務省大臣官房
秘書課広報室
Tel:03-3580-4111(代)●法務省の詳しい情報は下記のホームページをご覧ください。
<http://www.moj.go.jp/>

日本司法支援センター

法テラス

業務内容

- 情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
- 民事法律扶助 資力の乏しい方のための無料相談や裁判費用などの立替え
- 司法過疎対策 弁護士・司法書士がないなど法律サービスを受けることが難しい地域における適切な料金での法律サービスの提供
- 犯罪被害者支援 犯罪被害者支援に精通している弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
- 国選弁護人関連業務 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

一人暮らしの高齢者をねらった悪質な詐欺事件、毎日のように全国どこかで発生する犯罪の被害、多額の借金を背負い悩んでいる人、現在の社会に生きる私たちにとって法的トラブルはとても身近でありながら、相談する相手がいなかつたり、デリケートな問題のため人に話せず一人で悩んでしまうことが多いのも事実です。



●コールセンターの様子(試行風景)

日本司法支援センターは、平成16年6月2日公布の「総合法律支援法」に基づき平成18年4月10日に設立されました。その後、弁護士会、司法書士会、地方公共団体等、さまざまな関係機関のご協力を得て、本年10月2日業務を開始しました。



日本司法支援センターは、平成16年6月2日公布の「総合法律支援法」に基づき平成18年4月10日に設立されました。その後、弁護士会、司法書士会、地方公共団体等、さまざまな関係機関のご協力を得て、本年10月2日業務を開始しました。

「おなやみなし」へお電話ください。
「おなやみなし」
0570-078374

おなやみなし ホームページ
0570-078374 http://www.houterasu.or.jp
(犯罪被害者支援ダイヤル) なくことないよ
0570-079714



「私の抱えている法的トラブルにはどんな解決方法があるの?」「どこに相談すればいいの?」「弁護士や司法書士に依頼するにはお金がたくさんかかるの?」「など、困った“誰を誰にも聞けずにあきらめてしまつたことはありませんか?」

法テラスでは、そんな数多くの“困った”に豊富な知識や経験を有する専門オペレーターがトラブル解決への道案内をする

ほか、「これはそもそも法的トラブルなの?」といった疑問にお答えします。これが法テラスの「情報提供業務」です。

業務開始までの間、鳥取県、茨城県、神奈川県および東京都で情報提供業務の試行を実施し、その結果を踏まえ、多数のお問い合わせが全国から寄せられました。業務開始を迎え、お問い合わせいただいた方々にはきっとご満足いただけるものと

10月2日「法テラス」オープン!

法テラスってどうやって利用するの?

長勢大臣ってどんな人?

9月26日の安倍内閣の発足により、法務大臣は、杉浦正健氏から長勢甚遠(ながせ・じんえん)氏になりました。長勢大臣ってどんな人でしょう。

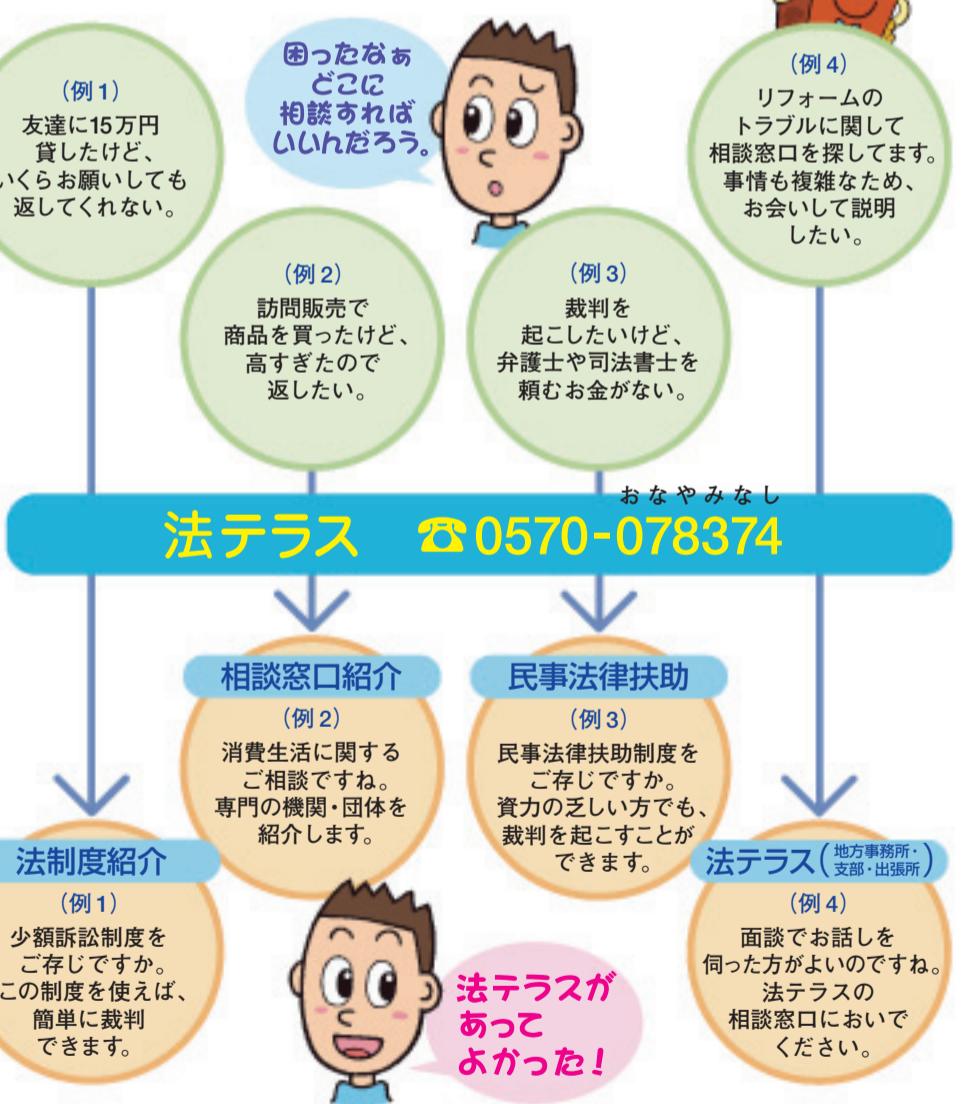
てんびん座のB型、昭和18年に富山県で生まれ、青春時代を過ごしました。趣味は、人と会うこと、囲碁、ゴルフで、座右の銘は、「慎重敢為(しんちようかんい)」です。これは、慎重に物事を考え、いたん決めたら果敢に行動するという意味です。

東京大学法学部を卒業後は、労働省(現在は厚生労働省)に入省し、職業安定局高齢者対策部職業対策課長、労政局労働法規課長などを歴任した後、平成2年に衆議院議員となりました。以来、政界で活躍し、法務大臣就任前は、内閣官房副長官や法務副大臣などを務めました。

大臣就任に当たっての抱負は、「世界一安全な国、日本の復活」。再犯防止対策、不法滞在者対策などに取り組み、国民が安心して生活できるよう一生懸命努めたい。日本司法支援センターの整備拡充や裁判員制度の円滑な導入など、司法制度改革についても、より一層推進していきます。

難しい問題も山積していますが、果敢に立ち向かっていく長勢大臣にご期待ください!

副大臣と大臣政務官も交替し、衆議院議員の水野賢一氏が副大臣に、同じく衆議院議員の奥野信亮氏が大臣政務官に就任しました。



法テラスでは、全国規模で質なサービスを行うため、本部を東京都に置くとともに、全国の都道府県庁所在地(北海道については、札幌市に加え、函館市、旭川市および釧路市)の計50か所に地方事務所を設置するほか、八王子市、堺市、北九州等の都市に支部や出張所を置きます。さらに、弁護士や司法書士がない、いわゆる司法事務所においても、来所された方に対して、最も適切な窓口の案内等を行うほか、離婚や借金など民事に関する内容について、資力が乏しい方へ(※資産の審査があります)無料法律扶助業務など、さまざま



法整備の経緯

最近、「振り込め詐欺」や「ヤミ金融」などの犯罪で多数の被害者が発生する事件が少なくありません。

こうした詐欺などの「財産犯」等の犯罪では、これまで、たとえ犯人が捕まつても、犯人がそいつた犯罪によって得た収益（「犯罪被害財産」といいます）の没収・追徴（犯罪被害財産やこれに相当する額を裁判で犯人から取り上げること）が禁じられていました。これは、そのような犯罪被害財産は、没収・追徴して国が取り上げてしまうよ

りも、あえて犯人の手元に残して、被害者の原状回復を優先させた方がよいとの考え方によるものです。

しかし、例えば、暴力団により組織的に行われた事件などでは、被害者は犯人の報復をおそれて賠償請求をためらうこともあり、結果として、犯人だけが得をしてしまいかねない事態が生じていました。

このような状況を踏まえて、犯人から犯罪の収益である犯罪被害財産を適切に取り上げることができるようにするとともに、そのようにして取り上げた財産を用いて、被害者の被害を回復するための法整備が行われることとなつたのです。

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正

まず、被害者自身が犯人に対する賠償請求をすることが困難であるような場合、例えば、犯罪が暴力団により組織的に行われた場合や、犯人が犯罪被害財産を隠匿してしまったような場合などには、犯罪被害財産であつても没収・追徴を可能としました。

そして、この没収・追徴により得られた財産は、もともと被害者の財産であつたものですか

この法律は、没収した犯罪被害財産などを用いた被害回復給付金の支給手続などを定めるものです。

この法律に基づき、その支給の対象となる犯罪行為の範囲を定めて公告し、これに応じた被害者の申請に基づき、その支給の当否を判断し、被害回復給付金を支給します。

これらの支給手続の事務のうち、一定のものについては、弁護士である被害回復事務管理人に行つてもらうことができるこ

ととされています。

また、最近、我が国で行われた犯罪行為により得られた犯罪被害財産が外国の銀行に隠匿され、当該外国においてその犯罪制度では、そうした犯罪被害財産についても、外国から譲り受けた上で被害回復給付金の支給に充てることができるものとされています。

ら、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（この法律については、次に定める手続に従つて、「被害回復給付金」として被害者の被害の回復に充てることとしました。

被害回復給付金の支給の対象となるのは、刑事裁判において認定され、犯罪被害財産の没収・追徴の理由とされた犯罪行為の犯者のほか、そうした犯罪行為がと一連の犯行として行われた犯罪行為（裁判では認定されなかつたといわゆる余罪の犯罪行為）の被害者です。

支給手続を行うのは検察官となり得られた財産は、もともと被害者の財産であつたものですか

私は調査救済係長として、人権に関する相談を受けたり、人権侵害を受けたとして被害申告があつた場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始して事実関係を調査しています。その結果、人権侵害が認められれば事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害者の救済及び予防に努めています。

これまでに取り扱った例としては、障害者に対して公的な施設を電動車いすで利用することを一律に拒否した事案で、その施設の運営者に改善を勧告したり、インターネットの掲示板に特定個人のプライバシーを掲載した事案で、掲示板の管理者に掲示の削除を要請しました。

法務局で開設している人権相談窓口では、様々な相談を電話でもお聞きしています。家庭で、学校で、そして会社で困ったなと思ったら、法務局にご相談ください。

**国民のみなさんに
対するメッセージ**

法務局で開設している人権相談窓口では、様々な相談を電話でもお聞きしています。家庭で、学校で、そして会社で困ったなと思ったら、法務局にご相談ください。

被害回復給付金を支給する制度が創設されます。



調査救済係長の職務内容



調査救済第一係長



坂屋和幸さん
大阪法務局
人権擁護部第二課



学生時代から、将来は、人の役にたてる仕事がしたいと考えています。

法務事務官になつた理由・きっかけ



仕事をする中で、嬉しかったこと、苦労したこと等のエピソード

法務局が取り扱った体罰事件で、体罰をした先生が法務局の説得に理解を示し、「勉強になつた」とまで言つていただいたことがあります。「話せば分かる」とモットーに頑張っています。

あがねんが

法務省だより

社会を明るくする運動、●壮大なロマン・赤レンガ棟を歩く
お答えします「更生保護」について

法務省だより
社会を明るくする運動、●壮大なロマン・赤レンガ棟を歩く
お答えします「更生保護」について

立直りを支えるために
更生保護と地域社会

(7月5日)
場所 東京・有楽町朝日ホール

杉浦正健法務大臣のあいさつ
会長による講演と「立直りを
支えるために必要なこと」と題
したパネルディスカッションが
行われました。

パネルディスカッションの
コーディネーターは中央大学法
学部の藤本哲也氏、パネリスト
には三鷹市長清原慶子氏、東京
都保護司会連合会会长宮川憲一
氏、日立製作所特命顧問・日立
みらい財團理事長熊谷一雄氏、
日本経済新聞社社会部橋本圭子
氏、フリースクール恵友学園ス
タッフ門辰史氏が参加しました。
それぞれの立場から更生保



●パネルディスカッションの様子

護について議論を交わした後、
会場の参加者から寄せられた多
数の質問に答えました。

フォーラムの様子は「ボリス
チャンネル」のホームページページ
(<http://www.police-ch.jp/index.html>)にて配信中です。



●作品を前に記念撮影(デザイン教室)



●参加者親子と講師全員集合、みんなで「イエーイ！」



今回の質問は？ 「更生保護」について

Q 「保護観察」について教えてください。

A 犯罪や非行をした人の中で、裁判所の決定により保護観察を受けることとなった人や、刑務所や少年院から仮釈放、仮退院してきた人たちに対して、生活を立て直して再犯を防ぐための一定の決まりごとを守るよう指導監督する一方で、就職の援助や宿泊所の提供などの補導援護を行うことにより、社会の中で立ち直りの促進を図るもので

Q 「保護司」はどんなことをしている人たちですか？

A 保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、全国に約5万人います。保護観察官（専門的な知識に基づいて、保護観察の実施にあたる国家公務員）と協力して、犯罪や非行をした人に生活上の助言をしたり、犯罪や非行の予防のための地域住民に対する啓発活動などをしています。

Q 「更生保護施設」ってどんな施設ですか？

A 更生保護施設は、刑務所や少年院を出た人などを一時的に収容して、宿泊所や食事を提供することに加え、就職のアドバイスや社会に適応するための生活指導を行って、自立への手助けをしている施設です。

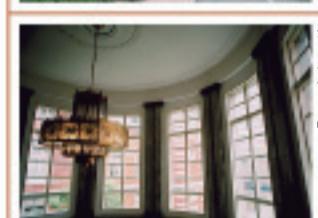
全国に101カ所ある更生保護施設はすべて民間により運営されており、刑務所や少年院を出ても帰る場所がない人などにとって、自立更生を図るために重要な役割を担っています。



●人権イメージキャラクターとの写真撮影



●金賞
岩崎 清子さん



●銀賞
吉川 美満さん



●銅賞
久保田克宏さん



●審査員特別賞
森山眞弓 元法務大臣



メソセージギャラリー開設一周年記念フェスティバルを開催！

現在に伝える赤レンガ棟（旧法務省本館）を初めて休日に一般公開しました。これは、平日には足を運ぶことのできない方々を対象に、司法制度やその歴史、法務行政等への理解を更に深めていただくことができるよう企画したもので

赤レンガ棟は、明治政府が招いたドイツ人建築家が設計し、明治28年に完成したドイツ・ネオバロック様式の建物で、東京大空襲でレンガ壁を残して焼失しましたが、戦後に改修し、更に平成6年に創建当時の姿に復原されました。

今回の記念行事では、藤森照信・東京大学教授による赤レンガ棟の歴史についての講演を始め、電信彦・慶應義塾大学教授による近代法典の編さん等に関する史料の説明、神野潔・武蔵野学院大学助手による赤レンガ棟ツアーや裁判員制度の広報ビデオ・人権啓発アニメの上映、来場者と検事による裁判員制度に関する意見交換会及び赤レンガ棟フォトコンテストを実施しました。また、人権イメージキャラクターの人KENまる君・人KENあゆみちゃんも登場し、記念撮影のお手伝いに大忙でした。

当日は、予想をはるかに上回る1543人が来場しました。各会場とも熱気にあふれ、来場者からの質問が絶えないほどの盛況ぶりでした。また、赤レンガ棟フォトコンテストには、77作品の応募がありました。内閣総理大臣官邸写真室・小宮則子室長と（社）共同通信社・田島恒夫整理部委員が厳正に審査し、左記の方々が各賞を受賞されました。

入賞作品以外にも、優秀作品につきましては、法務省赤レンガ棟内に展示しているほか、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/PHOTO/photocontest.html>)に掲載していますので、ぜひご覧ください。



“社会を明るくする運動”の中央行事を紹介します。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、今年で56回を迎みました。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”は7月を強調月間とし、全国各地でさまざまな行事を開催していますが、ここでは中央実施委員会主催の中央行事について紹介します。

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、今年で56回を迎みました。この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”は7月を強調月間とし、全国各地でさまざまな行事を開催していますが、ここでは中央実施委員会主催の中央行事について紹介します。

●赤レンガ棟見学

